

第25期 第17回 農業委員会総会審議結果

開催日時	令和6年12月24日（火曜日） 午後1時30分～午後2時00分				
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎2階北会議室				
出席農業委員	寒河江 一富	今泉 宏治	早勢 光明	野村 真理子	計6名
	堀 勝	中岡 亮太			
欠席委員	嶺野 眞弓				計1名

審議事項

報告第1号 現況証明願の専決処分について

	所在地番	登記地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
1	苫小牧市字樽前 306番2 306番3	原野 原野	登録なし	8,606 8,806	■■■■市字■■■■ ■■■■番地 ■■■■■■■■	地目変更の為	農地	農業委員 野村 真理子 嶺野 眞弓 堀 勝 推進委員 羽原 吉一 藤澤 純

審議結果

原案承認

議案第1号 農用地利用状況報告について

農地法第6条の2第1項の規定による報告

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項第 6 号の規定する者の氏名等	氏 名	有限会社■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■■		
	住 所	■■■■市字■■■■■■■番地		
報告に係る土地の所在等	所在・地番・地目・面積	字植苗 119 番地の内 畑 94,431 の内		
	作物の種類別作付面積 (又は栽培面積)	畜産(肉牛)、 放牧地 11,164 m ² 、 アロニア 5,000 m ²		
	生産量	300 頭肥育	—	—
	反 収	—	—	—
権利の設定を受けた農地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響	なし			
地域の農業における他の農業者との役割分担の状況	なし			
業務執行役員又は重要な使用人の状況（個人の場合は記入不要）	■■ ■■■（牧場長）	年間従事日数 300 日		

※農地法第6条の2第1項の確認書は別紙1

審議結果

原案可決

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

議案第2号-1（基盤強化法 使用貸借の合意解約）

貸人の住所・氏名		借人の住所・氏名	
■■■■市■■■町■■丁目■■番■■号 ■■■■■■■■■■■■■■■■号 ■■ ■■		■■■■市字■■■■■■番地の■■ ■■ ■■	
土地の表示			
所在・地番	登記地目	現況地目	面積（㎡）
苫小牧市字樽前 372 番 1 の内 379 番 3 の内	畑 畑	畑 畑	26,154 の内 23,253 14,758 の内 8,349 (合計 31,602)
契約内容	契約期間		合意解約日 土地の引き渡し日
農業経営基盤強化促進法による使用貸借（R4-2 号）	R4 年 6 月 1 日～R9 年 5 月 31 日		R6 年 11 月 30 日 R6 年 12 月 15 日

審議結果

原案可決

議案第2号-2（基盤強化法 賃貸借の合意解約）

貸人の住所・氏名		借人の住所・氏名	
■■■■市字■■■■■■番地 ■■ ■■		■■■■市■■■■町■■丁目■■番■■号 ■■ ■■	
土地の表示			
所在・地番	登記地目	現況地目	面積（㎡）
苫小牧市字樽前 306 番 2 306 番 3	原野 原野	畑 畑	8,606 8,806 (合計 17,412)
契約内容	契約期間		合意解約日 土地の引き渡し日
農業経営基盤強化促進法による賃貸借 (R3-14 号)	R4 年 4 月 1 日～R7 年 3 月 31 日		R6 年 11 月 30 日 R6 年 12 月 31 日

審議結果

原案可決

議案第3号 農用地利用集積計画の策定について

議案第3号ー1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）

整理 番号	R6-9	利用権の設定を受ける者	住所	■■■■市字■■■■番地の■■		
			氏名又は名称	株式会社■■■■■■■■ 代表取締役■■■■		
		利用権を設定する者	住所	■■市■■区■■■■条■■丁目■■番■■号		
			氏名又は名称	■■■■		
利用権を設定する土地				設定する利用権		
所在		地番	現況 地目	面積(㎡)	利用権の種類	内容
苫小牧市字樽前		355 番 1 の内	畑	10,405 の内 10,261	解除条件付 賃貸借権	畑
設定する利用権					利用権設定等促進事業 の実施により成立する 利用権の設定等に係る 当事者間の法律関係	
始期		終期	借賃(円)	借賃の支払方法		
令和7年1月1日		令和9年12月31日	42,000 円/年 (4,093 円/10a)	毎年1月末迄に ■■■■氏の口座 に振込		
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等					解除条件付 賃貸借	
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等					備考	
住所		氏名又は名称		権原の種類	—	
—		—		—		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称				設立年月日		農作業従事日数			
株式会社■■■■■■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■				平成 19 年 6 月 1 日		—			
設定等を受ける土地の面積(㎡)			設定等を受ける者が現に耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積(㎡)			設定等を受ける者の主たる経営作目			
農地		10, 261		農地		—			
その他		—		採草牧草地		—			
世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況				主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況			
世帯員（構成員）		農業従事者（内 15 歳以上 60 歳未満の者）		雇用労働力（年間延日数）		種類	数量		
						種類	数量		
男	3 人	農業専従者		3 人 (2 人)	—	—	—	トラクター (リース) 他農機具	1 台 一式
		農業補助者	主として農業に従事する者	人 (人)					
女	人	農業補助者	従として農業に従事する者	人 (人)					

※農業経営基盤強化促進法第18条の調査書は別紙2

審議結果	原案可決
------	------

議案第 3 号ー 2 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画（案）

整理 番号	R6-10	所有権の移転を受ける者	住所	■■■■市■■■■町■■丁目■■番■■号	
			氏名又は名称	■■ ■■	
		所有権を移転する者	住所	■■■■市字■■■■■■番地	
			氏名又は名称	■■ ■■	
所有権を移転する土地					所有権移転の内容
所在	地 番	現況地目	面積(㎡)	所有権の 登記の有無	利用目的
苫小牧市字樽前	306 番 2	畑	8,606	有	畑
	306 番 3	畑	8,806		
所有権の移転の内容					利用権設定等促進 事業の実施により 成立する利用権の 設定等に係る当事 者間の法律関係
所有権の 移転の時期	対価 (円)	対価の 支払方法	対価の 支払期限	引渡し の時期	
令和 7 年 1 月 17 日	2,612,000 円 (150,010 円/10a)	■■■■ 氏の口座 に振込	令和 7 年 1 月 17 日	令和 7 年 1 月 17 日	
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等					備考
住所		氏名又は名称		権原の種類	—
—		—		—	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称				性別		年齢		農作業従事日数	
■■ ■■				男		42		280	
設定等を受ける土地の面積(㎡)				設定等を受ける者が現に耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積(㎡)				設定等を受ける者の主たる経営作目	
農地		17, 412		農地		－		トマト、馬鈴薯、南瓜、その他野菜	
その他		－		採草牧草地		－			
世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況					主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員（構成員）		農業従事者（内 15 歳以上 60 歳未満の者）		雇用労働力（年間延日数）	種類	数量	種類	数量	
男	1 人	農業専従者		2 人（2 人）	－	－	－	トラクター 軽トラック 他農機具	1 台 1 台 1 式
		農業補助者	主として農業に従事する者	人（ 人）					
女	2 人	従として農業に従事する者		人（ 人）					

※農業経営基盤強化促進法第 18 条の調査書は別紙 3

審議結果

原案可決

議案第 3 号ー 3 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画（案）

整理 番号	R6-11	利用権の設定を受ける者	住所	■■■県■■■郡■■■町■■■番■■■号 ■■■		
			氏名又は名称	■■■		
		利用権を設定する者	住所	■■■市■■■町■■■丁目■■■番■■■号 ■■■		
			氏名又は名称	■■■		
利用権を設定する土地					設定する利用権	
所在	地番	現況 地目	面積(㎡)		利用権の種類	内容
苫小牧市字樽前	372 番 1 の内 379 番 3 の内	畑 畑	26, 154 の内 23, 253 14, 758 の内 8, 349 (計 31, 602)		賃貸借権	畑
設定する利用権					利用権設定等促進事業 の実施により成立する 利用権の設定等に係る 当事者間の法律関係	
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法			
令和 7 年 1 月 1 日	令和 11 年 12 月 31 日	140, 000 円/年 (4, 430 円/10a)	毎年 9 月末迄に ■■■氏の 口座に振込			
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等					備考	
住所		氏名又は名称	権原の種類		—	
—		—	—			

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称			性別	年齢	農作業従事日数		
■■■			男	29	220		
設定等を受ける土地の面積(㎡)		設定等を受ける者が現に耕作又は養蓄の 事業に供している農用地の面積(㎡)		設定等を受ける者の 主たる経営作目			
農地	31, 602	農地	—	青ネギ、ほうれん草、ブ ロッコリー他			
その他	—	採草牧草地	—				
世帯員（構成員）の農作業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内 15 歳以上 60 歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類	数量
男	2 人	農業専従者	2 人 (2 人)	—	—	育苗ハウス (予定) 軽トラック トラクター (リース) 他農機具	3 棟
		農業 補助 者	主として農業 に従事する者				人 (人)
女	1 人		従として農業 に従事する者				人 (人)

※農業経営基盤強化促進法第 18 条の調査書は別紙 4

審議結果	原案可決
------	------

その他

- (1) 第 18 回農業委員会総会の開催について
令和 7 年 1 月 28 日（火）の午後 1 時 30 分からの開催予定

農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による報告 確認書

(農地等の利用状況報告)

借人：有限会社■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■■■		貸人：■■ ■■	作成者：■■ ■■	
法 3 条第 3 項関係			判断理由	取消しに該当
第 3 項第 1 号 (解除条件)	・ 権利の取得後において、その農地を適正に利用していなと認められた場合に貸借の解除をする旨の条件付き契約。		事実はない。	しない
第 3 項第 2 号 (地域調和)	・ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。		労働力が確保され、畜産業として農地を利用している。	しない
第 3 項第 3 号 (法人の場合の常時従事)	・ その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 ※常時従事 ： 1 5 0 日以上 農業従事 ： 農作業以外の企画管理を含む		業務執行役員のいずれもが常時従事している。	しない

参考

農地法第 3 条第 2 項第 1 号 (権利移動の許可要件)	判断理由	取消しに該当
全部効率利用要件 農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等が権利を有している農地および許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。	すべての農地を効率的に利用している。	しない

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 25 期第 17 回農業委員会総会

(利用権の設定：解除条件付賃貸借権)

譲受（借）人： 株式会社■■■■■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■	譲渡（貸）人：■■ ■■■	作成者：■■ ■■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・ 借人は、農地所有適格法人以外の法人であり、権利の設定を受けた後において農地を適正に利用していないと認められる場合において利用権の解除をする旨の条件が附されている	しない
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・ 基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・ 借人は営農計画書より、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できると認められる。	しない
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・ 借人は、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると認められる。	しない
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 4 号 (権利を有する者の同意)	・ 利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 25 期第 17 回農業委員会総会
(利用権の設定：所有権移転)

譲受人：■■ ■■		譲渡人：■■ ■■	作成者：■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当	
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・ 譲受人は、農業常時従事者の個人である。	適応なし	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・ 基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・ 譲受人は、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。	しない	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・ 譲受人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 4 号 (権利を有しない者の同意)	・ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人以外に当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし	

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 24 期第 17 回農業委員会総会
(利用権の設定：賃貸借権設定)

譲受（借）人：■■ ■		譲渡（貸）人：■■ ■■	作成者：■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当	
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者の個人である。	適応なし	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・借人は、香川県善通寺市の(株)尾野農園で令和 4 年より勤務し、農作業全般の業務を担当しています。 また、土壤医、大型特殊免許等の資格を有していることから、営農経験及び営農計画より、保有している機械の能力、農作業の従事状況等から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。	しない	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし	
第 3 項第 4 号 (権利を有しない者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人以外に当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし	